令和元年12月3日制度檢討特別委員会

「技術士制度改革に関する論点整理」(平成31年1月8日技術士分科会決定) においてB事項とされた検討課題に係る技術士法等の改正の要否について

≪B事項:今後具体的な方策を検討するもの≫

1. 制度検特別委員会における検討課題(3)

- 技術者キャリア形成スキームの周知とそれに合うGA、PC取得の支援
- · IPD制度の整備、充実
- ・ 技術士補制度の見直し、活用促進

上記3課題について、技術士法等の改正の要否は次のとおりとする。(案)

(1) 早急な技術士法の改正の要否 上記3課題に関して、現時点においては、早急な法改正は要しない。

(2) 政省令以下の改正の要否

今後議論が進み、上記3課題に関して、技術士法施行規則等について何らかの改 正が必要である旨意見集約されれば、当該改正について提言案に盛り込む。

2. 継続研さん・更新検討作業部会における検討課題(2)

- 更新の要件や実施方法の検討
- ・ CPD制度の見直し

上記2課題について、技術士法等の改正の要否は次のとおりとする。(部会案)

(1) 早急な技術士法の改正の要否

A案

更新、CPD の導入について、早急な法改正の必要性を作業部会から特別委員会へ 提案する。

(※ 本案の場合、「今後の審議の方針」(2019.10.3 主査) Ⅱ 3) により、明確な (i)立法事実、(ii)必要性・重要性及び(iii) 早急に改正を要する理由が必要)

B案

更新、CPD の導入について、将来の技術士法の改正も視野に入れつつ、主に政省以下の改正の要否を検討する。

· C案

技術士法の改正は要しない。

(2) 政省令以下の改正の要否

A案

更新、CPD の導入について、政省令の早急な改正の必要性を作業部会から特別委員会へ提案する。

(※ 本案の場合、「今後の審議の方針」(2019.10.3 主査) Ⅱ 3) に準拠して、明確な (i)改正理由、(ii)必要性・重要性及び(iii) 早急に改正を要する理由が必要)

B案

更新、CPD の導入について、議論が進み、技術士法施行規則等について何らかの 改正が必要である旨意見が集約されれば、当該改正の必要性を作業部会から特別委 員会へ提案する。

· C案

政省令の改正は要しない。

3. 試験検討作業部会における検討課題(2)

- ・ 第一次試験の適正化
- ・ 外国人エンジニア(主に外国人留学生)が受験しやすい試験方法の検討

上記2課題について、技術士法等の改正の要否は次のとおりとする。(部会案)

(1) 早急な技術士法の改正の要否

9期までの技術士分科会における議論では、上記2点に関して早急に技術士法改正を求めるような意見は出ていない。現時点においては、早急な法改正は要しない。

(2) 政省令以下の改正の要否

技術士法施行規則第5条第5項により、技術士第一次試験の専門科目の範囲は、 文部科学大臣が告示することとなっており、議論が進み、技術士第一次試験の大く くり化の方向性や詳細が意見集約されれば、作業部会から特別委員会へ告示改正の 必要性を提案する。

また、基礎科目、適正科目及び外国人エンジニアが受験しやすい試験方法に関しても、議論が進み、技術士法施行規則等について何ら改正が必要である旨意見が集約されれば、当該改正の必要性を作業部会から特別委員会へ提案する。